

自由民主党の太田晃司です。

本日最後の質問となりますが、よろしくお願い致します。

早速、質問に入らせて頂きます。

問 1 - 1

最初に、基金の効果的な運用について財務部長に伺います。

平成26年度決算では、実質収支額は1億6631万円の黒字であるものの、決算審査意見書によれば、一般会計と特別会計を合わせた年度末の年度末未償還の市債残高は約2,188億2300万円であります。

これは、市民一人当たりになると60万3000円にのぼるとの記載があり、前年度に比べると約523億8080万円の市債残高減少ですが、これは下水道事業が公営企業会計化されたことによるものであり、下水道事業債約500億円の会計移動を差し引けば、前年比で23億円程度の減少にとどまっており、将来世代にいかに負担を減らしていけるかが本市の大きな課題として問われています。

また、中核市との比較においても平成26年度決算のみを取り上げると、本市は経常収支比率99.0%、将来負担比率182.9%の数値であり、これは45市の中でワースト1であります。

こうした厳しい財政運営状況において、歳出削減だけでなく、歳入増加をいかに図るかが今回問われる、という事は、昨日の代表質問でも議論があった通りで、私も過去の委員会等でも繰り返しお尋ねをしてきたところです。

今回は、このなかで歳入確保に関わる対応策のひとつとして、基金積立金の運用について伺います。

本市の基金については、平成26年3月末時点で約94億8120万円の各種・基金積立金の合計残高が報告されています。

基金の積立金について、地方自治法241条で「確実かつ効率的に運用しなければならない」、とあり、地方財政法第4条の3では、「積立金は銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債証券その他の証券の借り入れ等の確実な方法によって運用しなければならない」とあり、債券のような長期的運用を認めています。

そこで、1点目に、本市はこれら基金積立金の資産をどのように運用しているのか、現金、預金、信託など複数の方法があるかと考えますが、その運用状況についてお聞かせください。2点目に、本市の基金の中で、運用収入を生み出している事例があれば具体内容を合わせてお聞かせください。

問2-1

次に、市立学校における政治教育について 学校教育部長に伺います。

本年6月17日に選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が成立しました。これを受けて、来年の参議院選挙から18歳・19歳が、人口換算では全国で約240万人が新たに投票権年齢に加わる見通しです。

本市の場合、どの程度、有権者数が増えるのか、住民基本台帳による年齢別人口で来年投票権を得る17歳・18歳の人口を参照いたしました。

これによると、本年8月1日現在では、17歳が3,529人、18歳が3,546人であり、正確な生年月日までが把握でないため、概算になりますが、この年齢の合算、約7000名が該当する見通しです。

若者による政治参画が期待されることは喜ばしいことです。一方で、有権者にとって民意を反映するには「投票行動」が大きな指標の一つとなります。ところが、各種選挙の年齢別投票人口を比べると、ご存知の通りシルバー民主主義と揶揄されるように、高齢者人口による投票率が高い割合を占めている一方で、20代30代の投票率は低い割合を推移しています。

総務省によると、2014年の衆議院議員選挙の20代の投票率では小選挙区で全国平均32.58%と、3人に2人が投票権を棄権しているのが現実です。

これらのことから分かるように投票率向上はひとつの指標にすぎませんが、本日午後の質問でも「主権者教育」がテーマになりましたように、新たな投票権を得る年代に対して、投票行動に結び付く教育現場での授業・指導が重要となってきます。

そこで、本市はこれまで市立の高等学校、中学校、小学校の教育現場において、どのような政治教育を行ってきたのか。また来年の改正公職選挙法の施行に対して、今後どのような独自教育を行っていくのかについてお聞かせください。

問1-3

次に、聴覚障害者の通訳者派遣制度、また要約筆記者派遣制度の本市の現状と課題について保健福祉部長に伺います。

耳が聞こえない、あるいは聞き取りにくい障害をもつ方々に対しての情報保障政策については、平成23年に改正された「障害者基本法」において、すべての障害者に対して日常生活におけるコミュニケーションが円滑に図れるような政策の義務付けを行うとともに、本市議会においても「手話言語法」制定を求める意見書が採択されるなど、その法整備が求められています。

聞こえる人たち、いわゆる健常者と、聴覚障害をもつ方々をいかに、結びつけるか、そのコミュニケーションの手段を考えると、手話が第一に思い浮かぶわけですが、本市でも意思疎通支援事業として聴覚障害をもつ方に対しての手話通訳者派遣制度、また要約筆記者派遣制度が設けられています。第4期奈良市障害福祉計画には、これまで3カ年の実績状況と今後3カ年の支援必要件数の見通しが計画されています。

4期計画の中では、手話においては支援件数の増加、要約筆記においては対象者の高齢化に伴う医療及び介護に係るニーズの増加や社会参画の広がりによる派遣件数の増加を見込んでいますが、これらのニーズの多様化の時代にあって、派遣制度の何が課題と考えられるかについてお聞かせください。

また要約筆記を利用するにあたっての条件について、また奈良市内においてパソコンタイカーによる要約筆記者があればその実績、なければ今後の人材育成などの計画についてお聞かせください。

以上で一問目と致します。

(財務部長の答弁1)

基金積立金をどのように運用しているのかについてでございますが、基金につきましては、地方自治法第241条第2項の規定により「確実かつ効率的に運用しなければならない」、また、地方財政法第4条の3第3項の規定により、「銀行など金融機関への預金や国債証券、地方債証券、政府保証債券等元本の償還及び利息の支払いが確実な方法によって運用しなければならない」とされておりますことから、本市におきましては、原則、銀行預金により運用しておりますが、一部は、市会計での一時的な資金不足を補うため繰替運用を実施しております。

次に、基金積立金の運用事例についてでございますが、本市の基金積立金資産の運用につきましては、先ほど申し上げたとおり銀行預金及び一般会計での繰替運用による利息収入となっております。

平成26年度におけるこれらの運用による金額は約1,580万円となり、各基金へ積立てを行いました。

(学校教育部長の答弁1)

政治教育についてでございますが、例えば、小学校や中学校の社会科の授業の中で、国や地方公共団体が人々の願いをもとに必要な施策を実行していることや、政治が国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていることなど、基本的な政治の役割について学んでおります。

また、高等学校におきましては、小学校や中学校で学んだ内容をさらに深めながら、現代の政治的な課題の原因や背景などを考察することを通して、民主政治の本質や現代政治の特質を学んでおります。

さらに、教科学習以外の場におきましても、例えば、児童会や生徒会の役員選挙や運営をとおして、自分たちの意見をよりよく反映する手法を学ぶなど、政治教育に繋がる活動を行っております。

今後は、公職選挙法の改正を受け、参政権が18歳以上になることから、国が配付する補助教材等を有効に活用しながら、早い段階から政治や選挙への関心を高める取組の工夫を行ってまいりたいと考えております。

(保健福祉部長の答弁1)

聴覚障がい者の手話通訳者派遣制度、また要約筆記者派遣制度の本市の現状についてでございますが、派遣内容といたしましては、聴覚障がい者が社会生活を送るうえで必要不可欠な医療関係、教育関係、公共機関等における手続等で、平成26年度の派遣延べ人数は手話通訳者が565人、要約筆記者が85人となっております。

次に課題についてでございますが、今後、聴覚障がい者の高齢化に伴い医療及び介護関係の派遣ニーズは、ますます増加すると考えられます。そうした潜在的なニーズが制度の利用につながるよう、聴覚障がい者を始め、地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所等の関係機関にも周知を図ってまいりたいと考えております。

また、パソコン要約筆記の派遣実績についてでございますが、現在本市では、奈良市要約筆記者派遣事務局に事業を委託しており、要約筆記者の登録は9名で、すべて手書き要約筆記者のため、パソコン要約筆記者の派遣実績はありません。

しかしながら、その必要性は十分認識しており、今後の人材については、引き続き事業の委託先にパソコン要約筆記者の登録をお願いすると共に、パソコン要約筆記の登録者がある奈良県聴覚障害者支援センターを通じて、奈良市への登録の働きかけを行い、情報保障に関するニーズにきめ細かに対応してまいりたいと考えております。

(再質問)

再質問は自席より行います。

問 2 - 1

基金の運用について、財務部長に再度お尋ねします。

1点目に、基金積立金については、預金及び一般会計の繰替運用による利息収入にとどまる旨のお答えを頂きましたが、それでは平成26年における一般会計の繰替運用額はどの程度だったのか、そして、預金による運用にとどまっている理由についてお聞かせください。

2点目に、基金積立金の運用にあたり、預金以外の債券等により運用した場合のメリットとデメリットをどのように認識しているか、お聞かせください。

3点目に、基金の運用利回りについては、自治体によっては「住民サービスのために資金の安全性と効率性を実現することを目的に」先進的な取組みがされています。

たとえば大分県国東市(くにさきし)では、「市の財務活動管理方針」を制定することで、資金運用のルール改善を行い、基金を一括運用することにより、基金の中に占める長期債券・超長期債券の割合を高める運用利回り方法へと改善をしました。

その結果、基金による平成23年度の運用利回りが0.21%、運用収入が2000万円であったのに対し、平成25年度は運用利回りが1.96%、運用収入が2億1700万円へと大幅に増額させるなど実績を挙げています。

こうした実例があるなかで、本市として資金調達や運用に関する手引きを作成することについての考え方や、基金積立金の運用を行う事についての考え方をお聞かせください。

問2-2

次に、政治教育についてです。これまでの教育現場での取組みと、今後の方針について伺いました。今後の文部科学省、総務省の方針も待たれるところですし、小学校、中学校、高等学校と学ぶ段階に応じて、政治や選挙に関する指導の方法というのは当然異なってくると思います。

しかし、他の自治体では、すでに様々な実例により政治関心に向けての啓発活動に力を入れているようです。たとえば、高校生を取り上げれば、東京都内の自治体では、生徒会選挙向けに実際の選挙用備品を貸出たり、選挙管理職員が選挙制度を説明する「選挙出前講座」を用意しているようです。

この他にも様々なアイデアが考えられますので、是非、選挙管理委員会との連携で、本市として実のある教育現場での授業を展開していただきます様、要望致します。

さて、学校教育部長に再質問ですが、政治教育を行う場合、特定の政党に偏った教育を行わないことが求められます。学習を受ける生徒の政治的な意識が教育の現場で固まってしまうと、それが投票行動にも反映される可能性もあります。

そこで、1点目に教育現場において政治的中立を確保するためにどのような指導が求められると考えるか、お聞かせください。

2点目に、教育の現場での学習形態についてお尋ねします。

いかに政治が自らの生活に密接しているか、といった意識を生徒がもち、関心をもって主体的に学ぶための工夫ができるか、が今後の教育現場に求められます。

そのためには、これまでの知識を得ることに主眼を置いた講義形式の授業にこだわらず、たとえば、アクティブ・ラーニングの手法のような、生徒が主体的に学ぶ授業環境の実践により、学習意欲の向上、討論する

力、物事に対して多角的に捉える力を養成することが大切であると考えます。

そこで、アクティブ・ラーニングがこれまで本市の教育現場にどのように取り入れられてきたのか、その実績について、また今後、政治教育の現場にこれらの手法を取り入れていく考えはあるのか、についてお聞かせ下さい。

(財務部長の答弁2)

平成26年度における一般会計の繰替運用額はどの程度だったのかまた、基金積立金の運用手法がなぜ預金による運用に留まっているのかについてでございますが、年度内における繰替運用につきましては、平成26年4月1日から平成26年5月30日及び平成26年9月30日から平成27年3月31日の期間で実施し、運用額は約32億6419万円でございます。また、会計年度を超えての繰替運用額は年間通して48億円でございますことから、併せて最大で約80億6419万円の運用を行っておりました。

このように、本市では、会計上の一時的な資金不足の資金補てんとして（金融機関から借受ける一時借入金による利子負担を極力減らすため）、基金の繰替運用で対応しているため、年間を通じて常時運用が可能な資金は約14億円程度と限られていることから、より安全で確実な運用方法である金融機関への預金を優先的に考え資金運用を行っております。

次に、債券等により運用した場合のメリットとデメリットについてでございますが、まず、債券等により運用した場合、預金と比べてより高利の運用益が期待できるというメリットがある反面、より長期間に及ぶ運用となるため、資金不足時に柔軟な繰替運用ができなくなるなど、資金の流動性・即応性が低下する点がデメリットとしてあげられます。

本市として資金調達や運用に関する手引きを作成することについての考え方や、基金積立金の運用を行うことについての考え方についてでございますが、本市の基金積立金につきましては年度を越えて長期の繰替運用しているもの、市会計の一時的な資金不足に対応するため、年度内で繰替運用しているものを除きますと、常時では約14億円を金融機関に預金している状況です。その中には、当該年度の予算の充当財源として取崩しを予定しているものなどもあり、実質的に運用可能な基金の積立額が少ないという現状でございます。

議員ご指摘の資金調達や基金の運用につきましては、引続き安全性を重視した運用を行いつつも、他の先進的な事例を参考にしつつ資金調達等の検討も含めて、より条件の良い資金運用方法の可能性を研究してまいりたいと考えております。

(学校教育部長の答弁2)

政治教育の政治的中立確保についてでございますが、学校教育においては、教育基本法に定める学校の政治的中立を確保することが必要であり、特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育、その他政治活動をしないよう留意することが大切であると認識しております。

また、アクティブ・ラーニングについては、教員による一方向的な講義形式の授業ではなく、児童や生徒が主体的に取り組む学習方法を取り入れることで、議員お述べのように、学習意欲を高めるとともに、討論する力、物事を多角的に捉える力などを向上させることができると考えております。具体的には、ICTなども活用しながら、調べ学習や体験学習、また、グループでのディスカッションやプレゼンテーションといった活動を積極的に取り入れ、授業の工夫改善を図っているところでございます。

政治教育についても、このアクティブ・ラーニングの手法を取り入れ、思考力・判断力・表現力を高めるとともに、主体的に政治への理解や関心を高め、主権を担う国民としての適切な能力と態度を育ててまいります。

最後は意見要望と致します。

問 3 - 1

最初に、基金の運用についてです。

これまでの預金を優先にした資金運用の現状から、債券等の新たな運用方法を試みることについての課題点を先ほどよりご回答をいただきました。

ざっとした数字で申し上げますと本年度約94億円の基金積立金の残高のうち、約80億円を会計年度内か、年度を越えて一般会計へ繰替運用をしているため、残額14億円の範囲内が常時運用の可能な資金とのことでした。これでは「資金繰りのための基金」と言われても仕方がないと思います。

たしかに、基金を債券等の新たな取組みで運用する際には、市民から預かった財産を扱う以上、元本（がんぽん）の安全性の確保や、低金利の資金調達による高い利回りによる効率性の追求、といった運用上の原則を徹底する必要があります。

基金の繰替え運用についても今後の研究が必要ですが、基金から一般会計へすべて繰替えするのではなく、「債券売り・現先取引（げんさきとりひき）」といった債券の一時的な借入での運用を行うことで、基金の長期運用額の割合を増やしている自治体の例もあるようです。

そのほかの課題として、実際の指定金融機関との関係や、金融に強い人材育成が必要であるなど、ハードルは低くはありません。

しかし、「今後は、あらゆる事業について見直しが必要」との過去の答弁の通り、市長をはじめとする行政が本気で考えておられるなら、これまでの既存の税収確保方法についての検証が必要であるとともに、一方で今回の債券による基金運用のような取組みについても、どん欲に研究していくことが必要であると考えます。

今回は東京で受講した資産管理についての研修をもとに質問をさせていただきましたが、他の自治体の優良な事例などを参考に、本市においても財務活動の運用指針を作成されるなど、金融取引リスクを予防し、またリスクに対処できるような資金運用の方法を目指して頂くよう、要望致します。

問 3 - 2

次に、障がい者に関わる情報保障についてです。

手話による通訳派遣制度の実績は、障がい福祉計画の過去の実績を見ても圧倒的に要約筆記派遣を上回る数字であることは明らかです。

実際に支援を必要としている聴覚障害をお持ちの方に対して、手話通訳のニーズに応えることは今後も必要とされることですが、さきほど部長から回答を頂いたように、軽度の難聴者は手話ができず、高齢が理由で難聴になった方も手話ができないというケースも現実として考えられます。

意思疎通支援事業においても、手話の手段をもたない聴覚障害の方々への情報保障については、さきほどの回答の通り、例えばパソコンテイクによる要約筆記者の登録がゼロ、といったように本市では課題が多く残されているように感じました。

情報社会に生きている現代においては、たとえば健常者と障がいを持つ方との会話との間に、パソコンテイク資格者が派遣制度で支援に入ること、スムーズにコミュニケーションがとれるメリットがあります。

先日、私は難聴の障がいをもつ方とパソコンテイクによる要約筆記による会話を経験致しましたが、「これまで補聴器を通して、聞き取りづらい部分があった音声、パソコンテイクによってよく理解できるようになった」との意見がありました。

もちろん、健常者から障害を持つ方々に歩み寄る姿勢がなければこうした情報保障、いわゆるバリアフリーはすすみません。しかしながら、魂を入れようにも、器がなければ意味がないのです。

これから団塊世代が高齢化を迎える時代にあつて、医療や介護の現場をはじめ、さらに要約筆記の派遣の必要性は高まると考えます。会議や行事での派遣だけでなく、それ以外に考えられる多くの状況での利用について、こうした制度があることを周知いただき、同時に有資格者の登録獲得に努めて頂きたいということを要望いたします。

問 3 - 3

最後に、政治教育についてです。

政治的中立という課題が今後の政治教育の現場で、なにが中立なのかという難しい判断を迫られる機会がこれから増えると思うのですが、やはり時事問題などの生きた話題を生徒に提供することが、政治教育に求められるのではないかと思います。

たとえば、原発の是非や安全保障法制の是非といったマスメディアで取り上げられる時事問題などのテーマを教員が授業で提供する。それについて、生徒がそれぞれの立場でメリット・デメリットを調べ、ディベートやディスカッションで意見を述べる。そこに教師の一方的あるいは

意図的な強い方向性があるとはいけないわけですが、議論活発のために、時に教師も意見を述べ、どのような意見が対立しているかを生徒自身に考えさせる、こういった授業方法が、今後の政治への関心向上や判断力、いわゆるリテラシーの向上につながるのではないかと考えます。

これまで20代の投票率の低下が続いている中で、今回の公職選挙法改正がされる訳です。18歳・19歳に投票権が与えられることによって、いまの若者の政治意識の低迷の現状を改善できるのでは、という希望が見えているのですが、やはり教育現場での指導方法・内容が大きな鍵を握っていると考えます。どうかこの機会を節目として教育委員会はじめ関係機関には、次の奈良市、そして日本を背負う人材育成のためにも、力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

これは市長にも提言申し上げたいのですが、学校教育の現場であがった若者の世代の声をですね、吸い上げていく仕組みとか、若者が主体的になって政策形成に携わる仕組みを実現できるように事業にも反映をいただきたいと思います。

たとえば、以前にも「未来奈良市」政策コンテストが大学生・高校生等を対象に開催されたようですが、こうした若者が提案した政策、また実際に若者が抱えている課題をコンテストとして位置付けるだけでなく、本市の政策として参考にする、さらに検証して実現可能性があれば事業化していく、そうすれば、本市の10代・20代の政治意識の向上にも繋がるのではないのでしょうか。

将来に選挙権を得る子どもたちが、政治関心をもって、ぜひ投票所にいきたいと思える、そんな教育現場を目指して頂くように要望致しまして、私の質問を終わらせていただきます。

※実際の質疑内容とは若干の文言と異なる可能性があります。

ご容赦ください。